

後期高齢者診療料(高齢者担当医)について

- ご本人が選んだ高齢者担当医が、病気だけではなく、気分が落ち込んでいないか、日常生活に支障はないかなど心と体の全体を診て、外来、入退院、在宅医療まで継続して関わる仕組み。(600点/月)
- この仕組みの導入により、必要な医療が制限されることはない。
 - ① この仕組みを利用するか否かは患者が選択するものであること
 - ② 病状が急に悪化した時に実施したCT検査等の費用は別に算定できること
 - ③ 他の医療機関を受診することも制限されていないこと

【治療計画の定期的な交付・診療内容の交付等】

- 高齢者担当医を選んだ場合は、
 - ① 服薬、運動、栄養、日常生活に関する総合的な治療管理に係る診療計画書が定期的に交付される。(3ヶ月に1回程度)
 - ② 診療日ごとに、当日行った診療内容の要点や次回の受診日時や予定される検査等を文書で交付される。
 - ③ 病気や治療等に関する質問や相談が気軽にできる。

【検証】

- 治療内容や受診行動の変化の有無等に関する検証を実施。